

物件明細書

売却区分番号	2 - 4	土 地	
見 積 価 額	834,000 円	公 売 保 証 金	90,000 円
財 産 の 表 示	(土 地) 所 在 霧島市隼人町松永字片平田 地 番 595 番 地 目 田 地 積 781 平方メートル 以上不動産登記事項証明書による表示		
公 法 上 の 規 制	・ 非線引都市計画区域 ・ 用途無指定 ・ 建ぺい率 70%、容積率 400%		
接 道 状 況	・ 東側に畦道（法定外公共物 [道]）があります。		
地 盤 ・ 地 勢	・ 地盤：普通 ・ 地勢：普通		
管 理 状 況 等	・ 水稻耕作中 ・ 第三者が使用、管理しています。		
特 記 事 項	・ 農地のため、霧島市農業委員会の発行する買受適格証明書が必要です。 毎月第 4 金曜日に農業委員による総会が開催され、承認されると買受適格証明書が発行されます。10 月の総会には令和 7 年 10 月 10 日（金曜日）までに霧島市農業委員会への申請が必要です。 ・ 物件の状況は、令和 7 年 9 月及時点のもので、現況が変動している場合があります。		
留 意 事 項	・ 国税徴収法第 92 条ならびに第 108 条に該当する者は、公売に参加することはできません。 ・ 国税徴収法第 99 条の 2 の規定により『暴力団員等に該当しない旨の陳述書』の提出が必要です。なお、虚偽の陳述等を行った者については、国税徴収法第 189 条の罰則が適用されます。 ・ 代理人が入札する場合は委任状の提出が必要です。 ・ 公売保証金を納めなければ入札できません。 ・ 開札は入札者の面前で行い、見積価額以上で最も高い価額で入札された方を最高価申込者として決定します。 ・ 売却決定後、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納市税等の完納の事実が証明されたときは、その売却決定を取り消します。 ・ 公売財産は現状渡しです。市は公売財産に係る瑕疵担保責任を負いません。買受希望財産について、公簿や現況確認等により必要な情報収集を行ってください。 ・ 公売財産の買受人は、買い受けた公売財産の種類又は品質に問題があったとしても、その補完・補填、買受代金の減額、損害賠償及び買受の取消し（解約）を、霧島市に請求することはできません。		

物件明細書

	・市は、不動産の直接の引き渡しは行いません。公売財産内に居住者が存在する場合の明渡請求や公売財産に動産がある場合の取り扱いなどについて、全て買受人の責任において行うことになります。 ・地積及び床面積は、登記事項証明書の表示によります。土地の境界については隣接地所有者と協議してください。市は、関与いたしません。 ・土壌汚染やアスベスト、地下埋設物に関することなどの専門的な調査は行っておりません。 ・所有権移転の登記手続きは買受人の請求に基づき、市が行います。所有権移転に伴う費用は買受人の負担となります。 ・適格請求書発行事業所の所有する消費税課税財産については、消費税法施行令第70条の12第5項に基づき買受人の求めに応じ、霧島市が適格証明書を交付します。
--	--

物件明細書

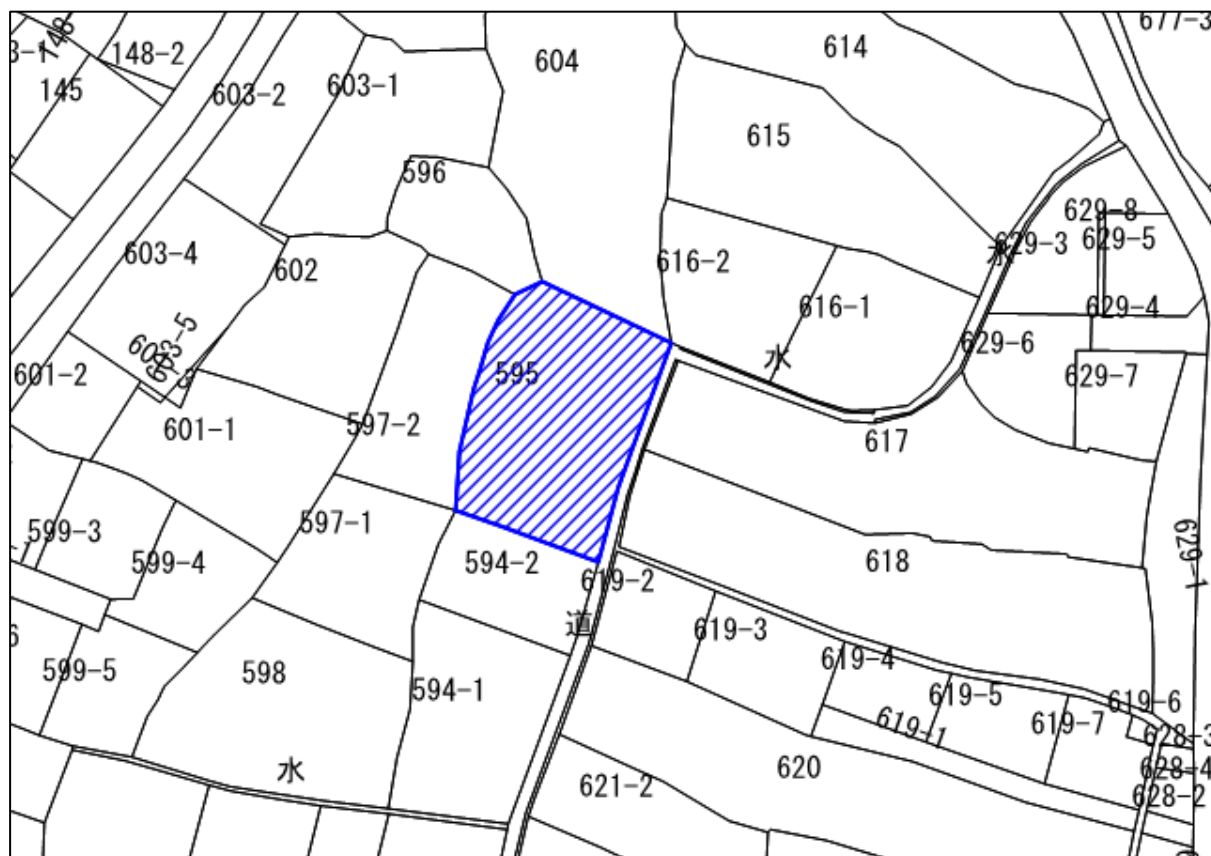
売却区分番号

2-4

所在図



地籍図



物件明細書

売却区分番号	2-4
現況写真①	
595 	
※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。	
現況写真②	
 595	
※赤線は境界ではなく、公売財産の大まかな目安を示したものです。	

※現況の写真は、令和7年9月に撮影したものです。